



## 企業プロフィール

- 設立：1973年
- 事業内容：人材紹介、人材派遣、保育事業など
- 従業員数：連結 25,906名（2015年3月現在）
- 年次有給休暇の取得率：64.3%
- 年間休日数：122日
- URL：https://www.tempstaff.co.jp/

## 裁判員休暇、配偶者出産休暇、災害休暇

余儀なく仕事を休む際に  
なくてはならない特別休暇

## ポイント

- ① 就業規則を毎年改定し、必要に応じて特別休暇を見直す
- ② やむを得ない事情を特別休暇でカバー

テンプスタッフ株式会社は設立以来40年余り、変わりゆく社会と働く人々のニーズに応じて雇用を創出してきた。現在は製造、金融、IT、保育などさまざまな業種に向けてサービスを提供。全国403カ所にグループ会社のオフィスを構え、世界各地にも広がっている。

同社の特別休暇は、毎年就業規則を改定していく中でおのずと制度化され、ブラッシュアップされてきた。休暇の概要と運用について人事部長の古館真二さんと人事部人事企画室の岩田京子さんに伺った。

## すでに8名が利用した裁判員休暇

2009年5月に裁判員制度が施行されることになり、同年4月の就業規則改定で裁判員休暇制度を新設して運用を開始しました。2011年度の後半から実際に裁判員候補や裁判員に選ばれる方が出始め、これまで11年度に2名、12年度1名、13年度5名と計8名が裁判員休暇を利用しています。

運用開始の頃は、裁判員休暇があることを知らない方もおり、事後、遡って特別休暇として処理することもありました。最近になって人事への問合せも増え、よ

うやく浸透してきた印象です。

取得可能期間は原則5日間で有給ですが、1日の取得がもっとも多いです。これは裁判員候補者に選ばれて裁判所に出向いたものの、裁判員に選ばれなかったというケースです。一方で裁判員に選ばれて11日間休まれた方もいました。この場合もすべて特別休暇として有給で付与しています。当人は「仕事があるので、できれば休みたくない」という気持ちですし、国民として必要な責任を果たすために休むわけですから、特別休暇制度でのフォローは当然のことだと思います。

## 出生届に祝金と配偶者出産休暇が連動

配偶者出産休暇は20年以上前から就業規則にあり、慶弔関係の休暇のひとつとして、結婚休暇や、忌引休暇などと並んで盛り込まれています。運用のフローとしては、お子さんが生まれたらまず出生届を提出していただき、その際に一緒に配偶者出産休暇を申請されることが多いです。出産祝い金を給付していますので、出生届に祝い金と配偶者出産休暇が連動するかたちになっています。2014年度は出生届を提出された30名のうち15名が配偶者出産休暇を取得されました。

取得期間は出産日を基準日とした前後1カ月のうち3日間で、多くの場合は出産時の立ち会いや出産後の付き添いに利用されています。稀にですが出産前に取得され、入院の付き添いをする方もいます。「事前の父子学級に参加したい」と相談があったこともありました。また、休暇の3日間は1日ごとの取得も可能なので、役所への届出に充てたり、お宮参りに合わせて活用されています。

## 災害休暇を有給に切り替え

以前から災害を想定した休暇は制定されていましたが無給でした。有給に切り替えたのは2003年度からです。

休暇制度  
利用者の声

もともとこういった特別休暇があることは知らなかったのですが、実際に当事者となってみて、あって良かったと思っています。

一方で自営業の方や、制度が整っていない会社に勤める方が裁判員に選ばれたとしたら、急に数日間もお休みしないといけないし、その間無給なのかもしれないと思うと、大変ではないかとも感じました。

(裁判員休暇制度利用者)

裁判員制度が始まることについては報道を見て知っていましたが、いざ候補者名簿に登録されたという通知が来た時は、「裁判員になるかもしれない」、「まさか自分が」と驚きばかりでした。

実際に裁判員となることが決まり、数日後には裁判が実施されるということで上司に相談したところ、裁判員になるに当たって特別休暇が認められることがわかり、急いで申請書を提出しました。

裁判には5日ほど参加することになって会社を休みましたが、幸いなことにすべて有給の特別休暇として認められました。

(裁判員休暇制度利用者)



岩田さんと古館部長

災害休暇の取得は台風や大雨による洪水などの場合が多く、なかでも交通機関が途絶して出社できないケースが毎年あります。首都圏では電車が復旧しないということはまずありませんが、地方では交通機関が運行休止することは珍しくありません。今年度もすでに2名の方が災害休暇を使用しています。

2011年の東日本大震災の際には、災害の被害はもちろん、計画停電などの影響で電車が運行せず、多数の従業員が仕事を休まざるを得ない状況が発生しました。こうした事態に対応できる制度として災害休暇の重要性を改めて感じました。

## 就業規則は完璧だと油断せず見直す

裁判員休暇や災害休暇などは、あれば従業員の満足につながるというより、なくてはならないものだと思います。本人に非がない事柄に対して、年次有給休暇を消化させるような職場環境にははいけない。就業規則といってもすべてが完璧に網羅されているものではないですから、毎年きちんと見直しをかけるようにしています。